

生徒心得（本校生として心がけること）

石川県立金沢辰巳丘高等学校

1 重点目標

自主・自律の下、望ましい基本的な生活習慣の確立を目指す

- (1) かけがえのない時間を大切にし、日々の学習に真剣に取り組む。
※遅刻の防止に努め、チャイム前着席を励行する。
- (2) 校内外を問わず、爽やかな挨拶と正しい言葉遣いができるようにする。
- (3) 校内外を問わず、服装容儀は正しく好感の持てる身なりを心がけ、責任ある言動がとれるようにする。
- (4) 広く豊かな心と教養を培い、学習や部活動など、何事にも前向きで積極的に取り組む。
- (5) 自他共に尊重し、いじめのない、思いやりのある人間関係を築く。法や規則を遵守することはもちろん、良識ある高校生としての礼儀作法や規範意識を身につける。

2 遅刻・欠席・早退について

《遅刻》

- ①遅刻は8時25分以降とする。それまでに所定の教室に入室を完了し、着席していること。
- ②無断遅刻の回数に応じて、保護者面談や特別指導などを行う。
- ③大雪や悪天候などにより、公共交通機関が遅延した場合は考慮することもある。

《怠学や怠業による欠席や欠課》

無断欠席（怠学）や無断の欠課（怠業）をしてはならない。

※欠席・遅刻の連絡は、本人からではなく、必ず保護者を通して行うこと。

3 服装・身だしなみについて

制服は必ず学校指定のものを着用し、常に本校生徒としての誇りを持って、清潔・端正に心がけ、品位ある服装容儀を保つこと。

【服装について】

- ①制服を変形・加工することは認めない。
ズボンは、だらしのない着方をしない。
スカートの長さは膝丈とし、縫い上げ等の加工はしない。
- ②ベルトを必要とする着衣の場合は、ベルトを着用すること。華美なベルトは不可。
- ③下に着るものは原則、華美な色や模様の入ったものは避け、ポロシャツやセーラー服からはみ出さないように着ること。
防寒のために着用するトレーナー類も同様である。
- ④靴下やストッキング類は華美でないものとする。
- ⑤髪を束ねる（留める）ものは華美でないものとする。

《異装許可について》

やむを得ない事情で異装をする必要がある場合は、事前にホーム担任を通じて生徒課に申し出て、異装許可を得なければならない。

【通学靴・履き物について】

- ①通学にふさわしいもの（動きやすい靴やスニーカーなど）とする。
（靴底の厚いもの、ハイヒール類、サンダル類などは認めない。）
- ②校内では、指定の内履きスリッパを使用し、体育館では、指定の体育館用のシューズを使用する。

【通学カバンについて】

教科書が十分に入る大きさとし、ファスナーの付いたものが望ましい。

【頭髪・化粧・装飾品について】

- ①見苦しくない清潔で端正な身なりを心がけること。
 - ・頭髪の変色（茶髪など）や特異な髪型、加工等による極端な変形の髪型は認めない。
 - ・前髪は目にかからない長さを基本とする。
- ②化粧、マニキュア、カラーコンタクトなどは認めない。
- ③ピアス、指輪、ネックレスなどの装飾品類を身につけることは認めない。
- ④ピアスの穴を開けることは認めない。

4 携帯電話（スマートフォン）の使用について

学校や公共の場での正しい使い方・マナーをしっかりと身につけること。

- ①携帯電話（スマートフォン）は各自の下足ロッカーに入れて施錠し、校舎内に持ち込まない。
- ②インターネットやSNS等を利用して他人への誹謗・中傷はしない。また、個人情報・プライバシーの観点から、安易に画像や映像をSNS等に載せない。

5 アルバイトについて

原則として認めない。

ただし、経済的事情などでやむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、必ずホーム担任に申し出て相談すること。

6 金沢辰巳丘の生徒として

- ①公共交通機関を利用する場合は、乗車マナーを守り、他の乗客の迷惑になるような行為はしない。
- ②自転車で通学する場合はヘルメットを着用するように努めなければならない。
- ③バイクや電動キックボードでの通学は禁止する。
- ④地域の住民に迷惑になるような行為、ゴミなどの投げ捨てや各種店舗近辺やバス停などでのだらしない行動など、高校生としての、道徳や良識、マナーを守り、事故やトラブルなどが起きないようにすること。
- ⑤貴重品の自己管理を徹底し、必要に応じて生徒ロッカーに保管し、必ず施錠すること。
- ⑥登校後は、無断で校地外へ出ないこと。
- ⑦いじめ行為は絶対許されるものではない。（SNS上の書き込みや、誹謗中傷も含む）相手を思いやり、互いに豊かな人間関係を築き、全員が楽しく充実した学校生活を営むよう心がける。

7 特別指導について

社会の一員として、法律や社会規範を尊重する心を持つこと。

次の行為があった場合は、特別指導を行う場合がある。

- ①法律や社会規範に触れる行為（喫煙・飲酒・窃盗・公共物の破損など）。
- ②正当な理由のない欠席（怠学）、欠課（怠業）、早退。
- ③法的に未成年者が禁じられている場所、酒類の提供を中心とする飲食店、本校が規制している場所への出入り。
- ④バイク・自動車の運転免許の無断取得。
ただし、3年生については、就職希望者で採用が内定した生徒は2学期終了後から、自動車学校への入校を許可する。※許可基準あり。
- ⑤授業や行事などを故意に妨害する行為や教師に対する暴言・暴力。
- ⑥「暴力・暴言・いじめ」など、他人の人格や人権を侵害する行為。
- ⑦他人の所有物を無断で占有・窃盗する行為。
- ⑧定期試験などの不正・妨害行為。※携帯電話の持ち込みや着信を含む。
- ⑨無断アルバイト。
※特別な事情でアルバイトが必要な場合は届出の上、許可が必要である。
- ⑩無断外泊や深夜に及ぶ外出など。